

# 国有林野の管理経営に関する基本計画 (参考資料)

令和5年12月  
**林野庁**

# はじめに

## 策定の背景

- ・ 国有林野事業が平成25年度に一般会計で実施する事業に移行してから令和4年度で10年を経過。
- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
「国民の森林」である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に、国有林野事業として国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

## 林政審議会委員からの意見

- ・ 国有林は日本の林業のフロンティアとして取り組んでもらいたい。

## 新たな管理経営基本計画

### はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林(もり)」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

(略)

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- 花粉症対策の全体像(令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)  
国有林においては、国土の保全や木材需給の動向等に配慮しつつ、民間活力も有効に活用して、伐採・植替え等を加速化し、大都市近郊における伐採に率先して取り組む。
- 森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) (抜粋)  
国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。

### 林政審議会委員からの意見

- 効率的な施業を推進する一方で、生産効率の悪い森林の複層林化にもモデル的に取り組んで行くべき。

### 新たな管理経営基本計画

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

##### ① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進

(略)

森林の取扱いについては、人工林の半数以上が50年生を超えて本格的な利用期を迎えているという状況を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化(長伐期化)、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備(複層林化)、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業(針広混交林化)を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

国有林野事業においては、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）（抜粋）  
大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生を防止するため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、（中略）山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図る（後略）。
- 令和4年度 森林及び林業の動向(令和5年5月30日閣議決定)（抜粋）  
森林の持つ山地災害防止機能・土壌保全機能や、海岸林の持つ防風や津波被害の軽減といった防災機能は、生態系が災害リスクを低減する機能そのものであり、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR\*やグリーンインフラの考え方にも符合する取組といえる。  
（\* Ecosystem-based disaster risk reduction: 生態系を活用した防災・減災）
- 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
（前略）現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組に努める。（中略）加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。

### 林政審議会委員からの意見

- 治山対策にあたっては、Eco-DRRやグリーンインフラの考え方、生物多様性保全にも努めることが重要。

### 新たな管理経営基本計画

※青字はパブコメでの意見を受けて修正した箇所。以下、同じ。

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

##### ② 治山対策の推進

国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととする。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き進める。その際、災害の激甚化、走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応できるよう、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や曲線部の拡幅、土場等の設置、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を図る。

### 林政審議会委員からの意見

- 林道については、新設だけではなく、改良して災害時でも使えるようにしておくといった観点も必要。

### 新たな管理経営基本計画

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

##### ③ 路網整備の推進

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- ・ 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）  
適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

### 新たな管理経営基本計画

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、国有林野事業においては、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組むこととする。

(略)

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- ・ 生物多様性国家戦略 2023-2030 (令和5年3月31日閣議決定) (抜粋)  
我が国を含む G7 各国は、生物多様性の観点から、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する 30by30 目標に取り組むことを約束している。(中略) 30by30 目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECM の設定・管理を進めることが不可欠である。  
※OECM:保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域

### 林政審議会委員からの意見

- ・ 30by30目標がある中で、保護地域として保護林の拡大・拡充や国立公園等への協力が重要。また、OECMの概念がある中で、林業をしながら生物多様性を維持していくことを国有林が主導していくことが重要。
- ・ シカ対策は、生物多様性の保全の観点からも重要。

### 新たな管理経営基本計画

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性は、長期的には損失傾向にあり、気候変動等による影響も懸念されていることから、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた30by30目標等が掲げられた生物多様性国家戦略2023-2030や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、国有林野事業においては、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

30by30目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張や保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

(略)

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

### 策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
「国民の森林」である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に、国有林野事業として国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。
- 〔 従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。〕
- ・ 令和5年度 森林及び林業施策（令和5年5月30日閣議決定）（抜粋）  
世界的な木材需給の変動やロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている。

### 林政審議会委員からの意見

- ・ 国有林は日本の林業のフロンティアとして取り組んでもらいたい。
- ・ 循環的な林業に向けて、再生林ができるよう、山元の収益性を高めることが必要。国有林がプライスリーダーになってほしい。
- ・ 国有林のフィールドで造林から育林・伐採に至るまでの施業について技術開発を進めて、その結果については幅広く普及してほしい。
- ・ 国有林がパイオニアとなって民有林に適切な再生林や鳥獣被害対策等の施策を広げてもらいたい。
- ・ アナウンスメント効果の観点から、民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めることが重要。
- ・ 「特に効率的な施業を推進する森林」において、「新しい林業」によってコストダウンし林業が成立することがデータで示されることを期待する。
- ・ 素材生産性などの費用面のデータの事例も公表していくことで、地域全体で底上げしていくことに期待する。
- ・ 意欲と能力のある林業経営体の起業・育成につながる取り組みに期待する。また、発注者の立場として、請負事業者の労働災害防止活動を推進する取り組みにも期待する。



# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

### 新たな管理経営基本計画

#### (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

#### ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

### 新たな管理経営基本計画

#### (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

##### イ 林業事業者・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業者の育成に取り組むこととする。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

##### ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

##### エ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めることとする。

# (参考) 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定について

## ■ 現状と対応方針

- 国有林野事業では、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしている。
- このような中、森林・林業基本計画では、「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題。

公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定することとする。

## ■ 取組内容

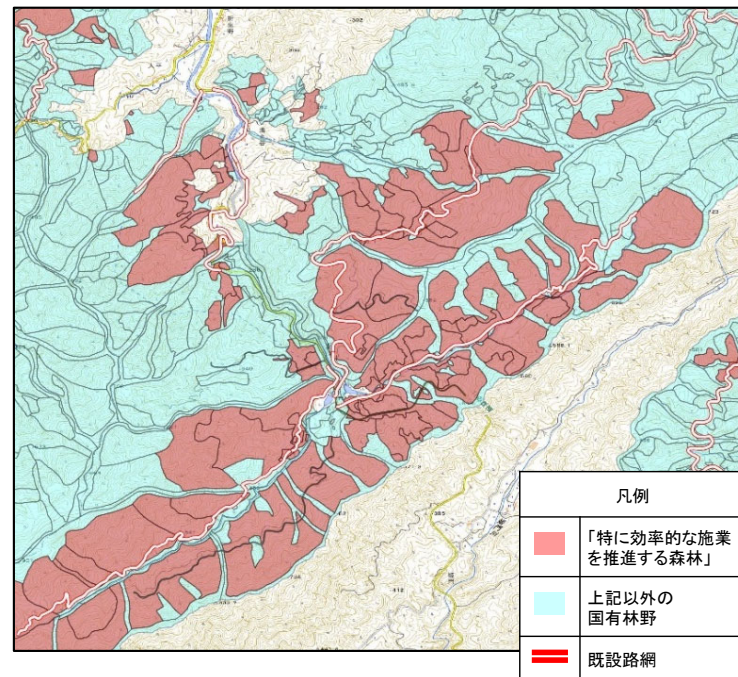
### 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定

- 水源涵養タイプの人工林のうち、林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、傾斜が比較的緩い森林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定。
- 地域の民有林関係者等に「特に効率的な施業を推進する森林」の対象森林が明らかとなるよう、地域管理経営計画等に当該森林を位置付け、公表。

### 「特に効率的な施業を推進する森林」での取組

- 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で、以下の取組を推進。
  - ・ 造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
  - ・ 事業発注を通じた林業事業者の育成
  - ・ 樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の支援等

## ■ 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ



「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施と民有林への普及

事業発注を通じた林業事業者の育成

木材の安定供給に資する林道の機能強化

このほか、分収造林新規契約やレーザ計測・解析等を優先的に実施

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (3) 国民の森林(もり)としての管理経営

### 林政審議会委員からの意見

- ・ 国有林の取組の情報発信に当たっては、動画やSNSの活用など工夫が重要。

### 新たな管理経営基本計画

#### (3) 国民の森林(もり)としての管理経営

##### ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

開かれた「国民の森林(もり)」として管理経営の透明性の確保を図るため、SNSも活用した管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。

(略)

## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

#### 策定の背景

- ・ ニホンジカの生息状況（令和3年3月環境省資料「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について」）  
2014年度調査と2020年度調査の結果を比較すると、分布域は約1.1倍に拡大。
- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
引き続き、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を推進するほか、野生動物管理を担う人材の育成を図る。

#### 林政審議会委員からの意見

- ・ シカの被害は非常に大きい。生息状況や被害状況を把握しながら対策を進めることが必要。
- ・ 国有林がパイオニアとなって民有林に適切な再造林や鳥獣被害対策等の施策を広げてもらいたい。

#### 新たな管理経営基本計画

##### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。このため、山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。

特に、シカ等野生鳥獣による森林被害については、造林地の成林に支障を及ぼすほか、下層植生の消失により土壌流出が発生するなど、深刻な状況にあるところであり、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して効果的かつ効率的な捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

（略）

### 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

#### (1) 林産物等の供給

##### 林政審議会委員からの意見

- ・ 木材需給調整においては、広葉樹等の地域ニーズを踏まえた取り組みが適時適切に行われるように期待する。

##### 新たな管理経営基本計画

###### (1) 林産物等の供給

国有林野事業においては、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築や木材利用の促進等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、多様な森林資源を有する国有林野の特性を活かし、大径長尺材や檜皮(ひわだ)等民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、広葉樹、環境緑化木等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

(略)

### 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

#### (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

##### 策定の背景

- 令和5年度 森林及び林業施策(令和5年5月30日閣議決定)(抜粋)  
世界的な木材需給の変動やロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている。

##### 林政審議会委員からの意見

- 山元へお金を返しながらか造林ができる状況を実現するためには、流通や加工などを含めた総合的な施策が必要。

##### 新たな管理経営基本計画

#### (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする。

具体的には、素材の販売に当たっては、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組むこととする。この際、公募・選定時の評価等を通じて、非住宅分野等の新たな需要の開拓にも貢献する。

また、人工林資源の成熟に伴い主伐が増加している中、こうした主伐材の立木販売による供給についても、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努めることとする。加えて、地域の木材需要の動向等を踏まえ適切に樹木採取権制度の活用を図る。

国有林野事業においては、国産材供給量の1割強を安定的に供給している中、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量の拡大に貢献する。

さらに、世界的な木材需給の変動など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとする。具体的には、地域における需要が減少した場合には立木販売の公告延期や搬出期間の延長等を実施する一方、需要が高まった場合には素材の早期生産・販売や立木販売物件の前倒し販売等を実施するなど、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取組を推進することとする。

## 4 国有林野の活用に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の活用の適切な推進

#### 策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。

#### 新たな管理経営基本計画

##### (1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努めることとする。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

(略)



## 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項

### (3) 相続土地国庫帰属制度への対応

#### 策定の背景

- 令和5年4月から法務省所管の相続土地国庫帰属制度がスタート。

#### 新たな管理経営基本計画

##### (3) 相続土地国庫帰属制度への対応

相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理等を行うこととする。

※民有林との属地的な連携等である以下の取組については、「5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項」にまとめることとした。

- ・民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進
- ・公益的機能維持増進協定制度の活用
- ・相続土地国庫帰属制度への対応

# 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

## (2) その他事業運営に関する事項

### 林政審議会委員からの意見

- ・ 循環的な林業に向けて、再造林ができるよう、山元の収益性を高めることが必要。国有林がプライスリーダーになってほしい。
- ・ 山元へお金を返しながらか再造林ができる状況を実現するためには、流通や加工などを含めた総合的な施策が必要。
- ・ 国有林の債務の返済試算について、平成24年の林政審議会で説明があったから10年が経過しており、情勢の変化を踏まえた現時点の見通しを示してほしい。

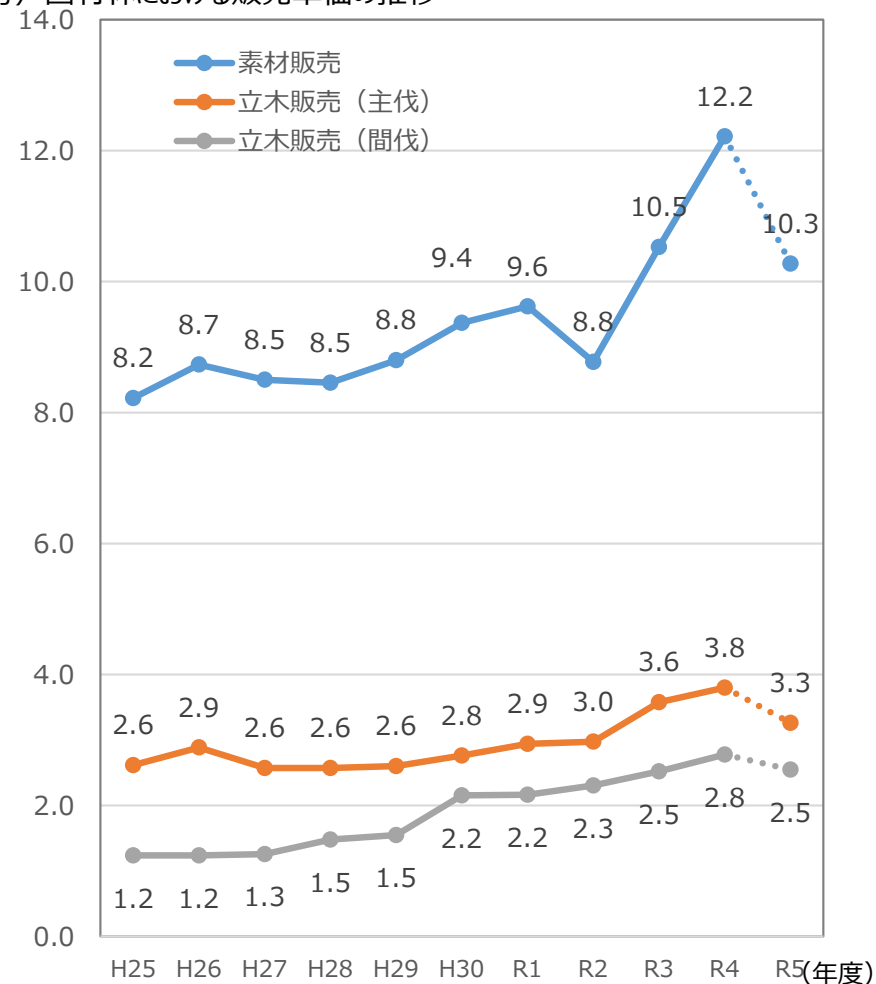
### 新たな管理経営基本計画

#### (2) その他事業運営に関する事項

##### ア 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野事業債務管理特別会計の債務については、令和30年度までに着実に処理することとされており、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や森林・林業基本計画に基づく施策の推進によるコスト削減などを着実に実施していくことが必要である。このため、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、立木価格の向上等に繋がる生産性向上や造林の省力化・低コスト化を推進するなど、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図るとともに、「システム販売」などを通じた国産材の需要拡大にも努めることとする。

(参考) 国有林における販売単価の推移 (単位：千円/m<sup>3</sup>)



※立木販売単価は全幹材積当たり。R5は10月時点。

## 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

### (2) その他事業運営に関する事項

#### 策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
森林・林業の分野においても、リモートセンシング等のデジタル技術が著しく進展している。森林関連情報の把握、森林資源の造成、木材の生産流通等の各段階で、これらの技術を適用してデジタルデータを活用した効率的なものへと転換していく。

#### 林政審議会委員からの意見

- ・ 森林管理のデジタル化をより一層推進していくことが必要。

#### 新たな管理経営基本計画

##### (2) その他事業運営に関する事項

##### イ デジタル化等による業務の効率化の推進

森林GIS（地理情報システム）やドローン、レーザ計測等の現場業務での活用、国有林野事業の各種事務処理を行うためのシステムや府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達など、職員が行う業務の効率化を推進する。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 人材の育成

#### 林政審議会委員からの意見

- ・ デジタル化を進める一方で、定期的に現地調査を行う機会をつくり、若手技術者にO J Tを行うことが必要。

#### 新たな管理経営基本計画

##### (1) 人材の育成

国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層推進することに加え、森林・林業施策全体の推進への貢献といった使命を必要最小限の要員規模で十全に果たしていかなければならないことから、人材の育成は極めて重要である。

このため、国有林野の管理経営のみならず、生物多様性の保全や需要に即した林産物の供給等国有林及び民有林において一体的に推進すべき施策を踏まえつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識と能力、また、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したO J Tとともに研修の充実や森林総合監理士（フォレスター）等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うこととする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

#### 策定の背景

- ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)(抜粋)  
森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。

#### 新たな管理経営基本計画

##### (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める。

具体的には、引き続き、NPOや企業等と連携して海岸防災林の復旧・再生に取り組むほか、地域の復興に必要な国有林野の貸付け・売払い要望等に対応する。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）等に基づく関係機関と連携した除染の実施や国有林野における放射性物質の分布状況の調査に加え、避難指示解除区域における森林・林業の再生に向けて、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえた間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山の再生に向けた取組を引き続き実施することとする。

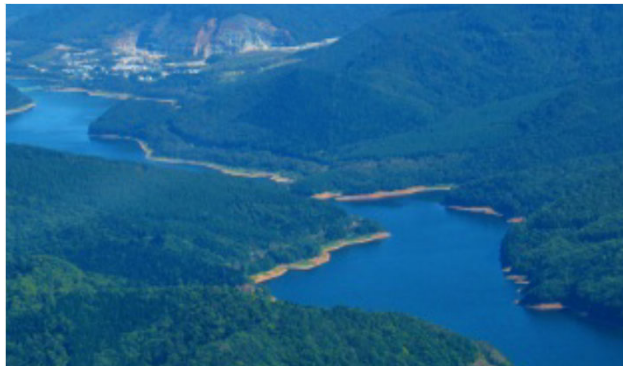
## 4 現行計画の主な取組実績

### ① 公益重視の管理経営の一層の推進（機能類型区分）

- 公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、重視すべき機能に応じて国有林野を5つのタイプに区分し、適切かつ効率的に管理経営を実施。
- 保護林の新規設定等に伴い、必要に応じて機能類型の変更を実施。

#### ■ 国有林野の機能類型区分

機能類型区分	機能類型区分の考え方	H25.4.1 時点	H31.4.1 時点	R5.4.1 時点	うち人工林		うち天然林	
					面積	割合	面積	割合
山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	145万ha (19%)	146万ha (19%)	153万ha (20%)	29万ha	19%	113万ha	74%
自然維持タイプ	属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	166万ha (22%)	170万ha (22%)	172万ha (23%)	2.5万ha	1%	132万ha	77%
森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	54万ha (7%)	48万ha (6%)	43万ha (6%)	9.2万ha	21%	29万ha	67%
快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	0.1万ha (0%)	0.2万ha (0%)	0.2万ha (0%)	0.07万ha	35%	0.14万ha	70%
水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	393万ha (52%)	393万ha (52%)	390万ha (51%)	177万ha	45%	195万ha	50%



水源涵養タイプ



自然維持タイプ

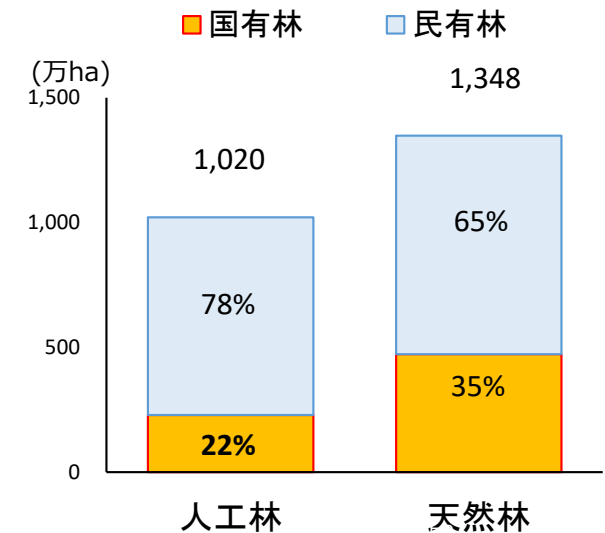


山地災害防止タイプ



森林空間利用タイプ

#### ■ 民有林・国有林、人工林・天然林別の森林面積

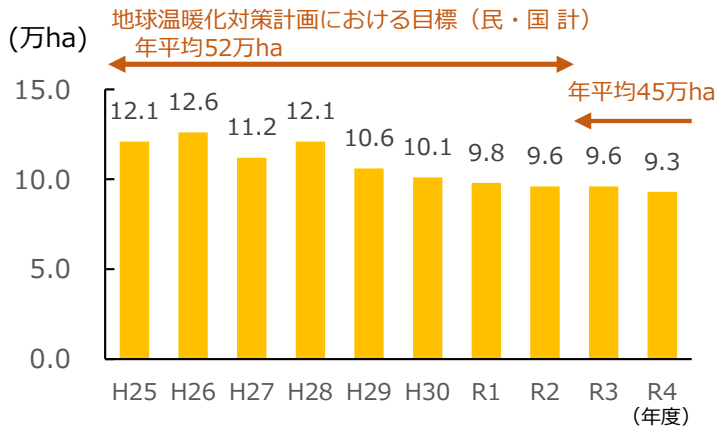


※平成29年3月31日時点

# 4 ① 公益重視の管理経営の一層の推進（森林整備）

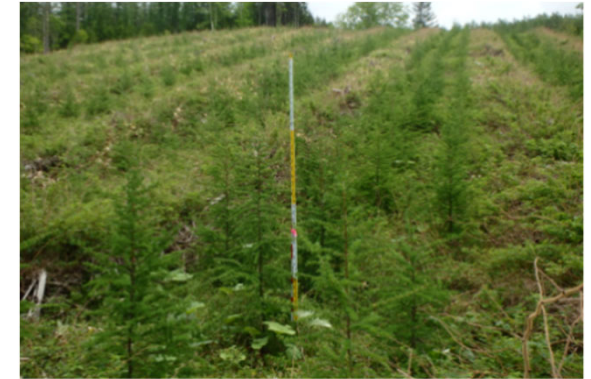
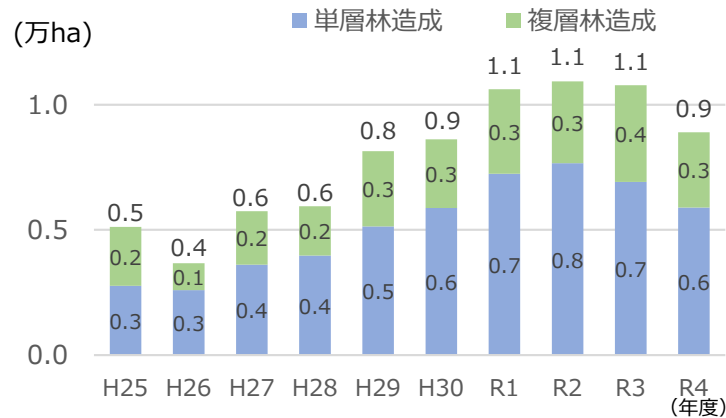
- 間伐については、林齢やうっ閉の状況等を踏まえて適切に実施しており、森林吸収源対策へも着実に貢献。
- 主伐とその後の再造林については、持続的な木材供給や森林吸収量の確保に向けて次世代の資源造成を推進するとともに、多様な森林の整備に向けて育成複層林への誘導を先導的に推進。

## ■ 間伐面積の推移



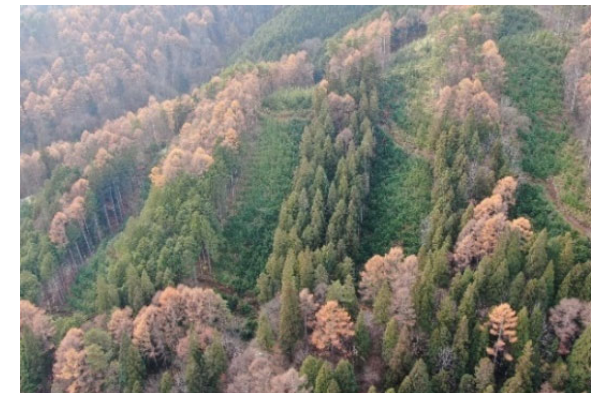
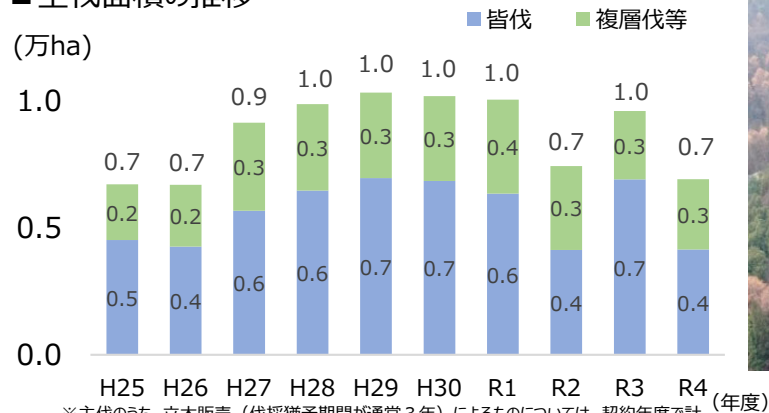
間伐後の人工林

## ■ 人工造林面積の推移



人工造林

## ■ 主伐面積の推移



育成複層林

※主伐のうち、立木販売（伐採猶予期間が通常3年）によるものについては、契約年度で計上しており、実際に伐採した年度とは異なる場合がある。

### 情勢変化等

○地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）  
適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

### 情勢変化等

○花粉症対策の全体像(令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)  
国有林においては、国土の保全や木材需給の動向等に配慮しつつ、民間活力も有効に活用して、伐採・植替え等を加速化し、大都市近郊における伐採に率先して取り組む。

## 4① 公益重視の管理経営の一層の推進（治山対策）

- 国有林を含めて全国で山地災害が多発したことを踏まえ、緊急的に対策が必要な地区における治山施設の設置や流木対策等を集中的に実施し、国土強靱化を推進。
- 大規模山地災害が発生した際には森林管理局の管轄を超えた技術者の被災地への派遣や「民有林直轄治山事業」を実施。

### ■ 国土強靱化対策の施工事例



山腹工  
(令和4年3月 高知県馬路村)



流木捕捉式治山ダム工  
(令和4年3月 北海道伊達市)



防潮工  
(令和3年3月 鹿児島県いちき串木野市)

### ■ 民有林直轄治山事業による施工



溪間工  
(鹿児島県桜島地区 九州森林管理局)

### ■ 職員的主要派遣実績

発生年月	災害名	山地災害の箇所数	派遣延べ人数
平成28年 4月	平成28年熊本地震	519箇所	約400人
平成29年 7月	九州北部豪雨等	1,085箇所	約500人
平成30年 7月	平成30年7月豪雨	3,068箇所	約920人
平成30年 9月	北海道胆振東部地震	189箇所	約490人
令和元年 9月	令和元年房総半島台風（台風第15号）	64箇所	約160人
令和元年 10月	令和元年東日本台風（台風第19号）	1,311箇所	約640人
令和2年 7月	令和2年7月豪雨	1,754箇所	約170人
令和3年 8月	台風第9号に係る温帯低気圧	96箇所	約50人
令和4年7・8月	令和4年7・8月豪雨	548箇所	約130人

### ■ 民有林直轄治山事業の推進

	新規着手	完了
平成25年度	—	早明浦(地すべり)
平成26年度	—	中川、中越
平成27年度	小山	穴吹川、早明浦(治山)
平成28年度	—	—
平成30年度	朝倉	磐井川、迫川
令和元年度	志戸前川、東広島	—
令和2年度	—	仙台湾沿岸
令和3年度	吉野川上流	阿津江

※令和4年度末時点で21地区で実施中

### 情勢変化等

○国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）（抜粋）

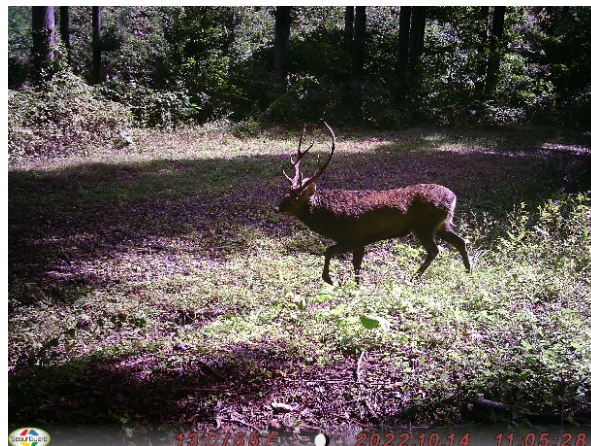
大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生を防止するため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、（中略）山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図る（後略）。



○シカなど野生鳥獣による被害を防止するため、地域の関係行政機関やNPO等と連携し、地域の特性に応じて、鳥獣の捕獲、生息状況・行動把握調査、防護柵設置等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に実施。



シカによる剥皮被害

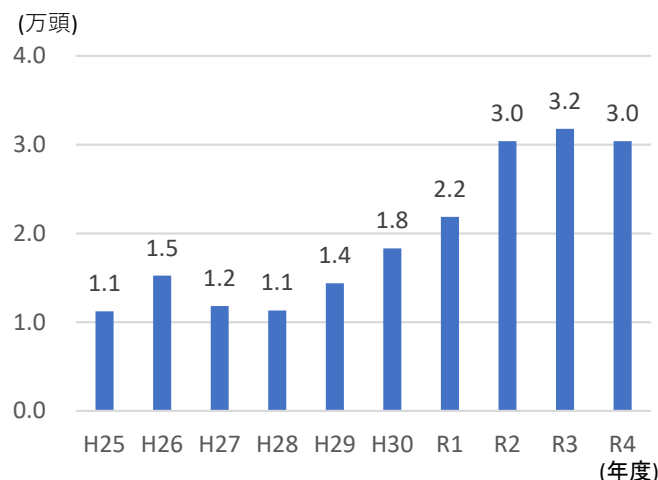


センサーカメラで撮影されたシカ  
(茨城森林管理署)



改良型わな（小林式誘引捕獲法）の現地講習会  
(群馬森林管理署)

### ■ 国有林野におけるシカ捕獲頭数の推移

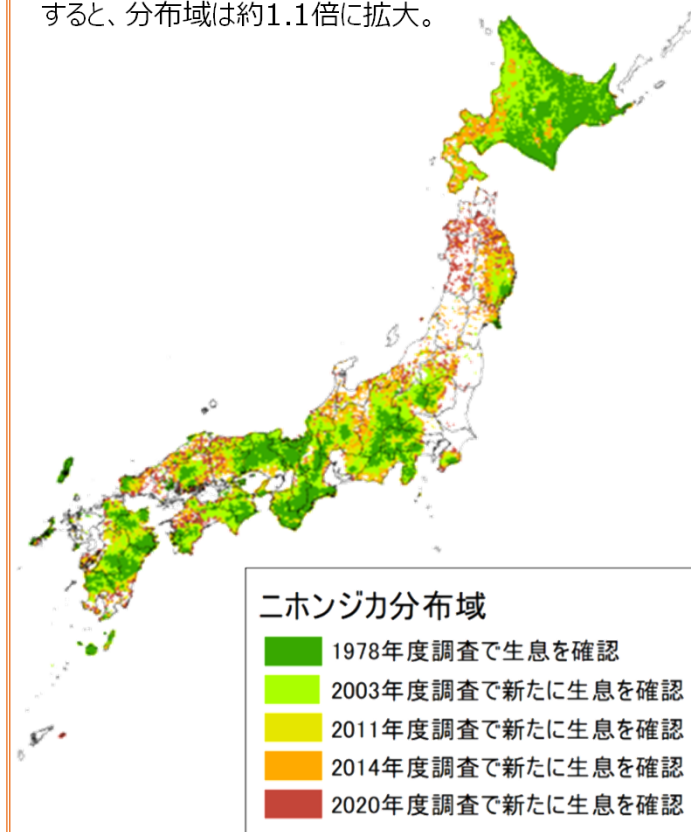


注：国有林野における有害鳥獣捕獲等（一般ハンターによる狩猟は含まない。）による捕獲頭数の合計（各年度末現在の値）。

### 情勢変化等

#### ○ニホンジカの生息状況

2014年度調査と2020年度調査の結果を比較すると、分布域は約1.1倍に拡大。

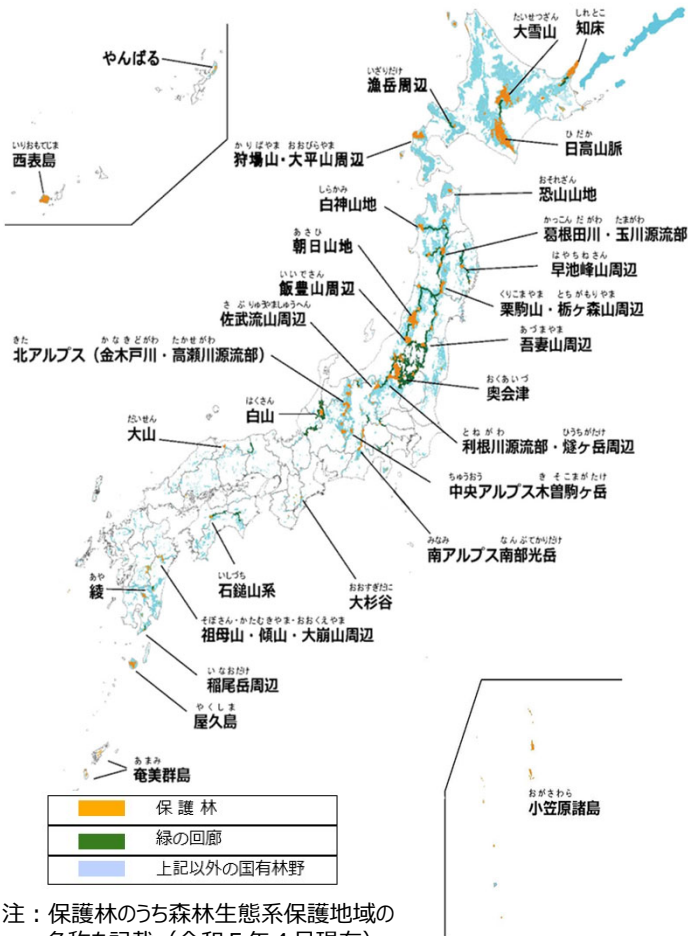


環境省資料（令和3年3月）  
(全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について（令和2年度）)

# 4① 公益重視の管理経営の一層の推進（生物多様性の保全）

- 生物多様性の保全を図るため、原始的な天然林や希少野生生物が生育・生息する森林を「保護林」や「緑の回廊」として設定し、モニタリング調査等を通じて適切に保護・管理。
- 令和3年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が我が国で5箇所目となる世界自然遺産に登録。

## ■「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載（令和5年4月現在）

## ■保護林の設定状況

	H25	H26	H27・28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
箇所	853	855	保護林制度の見直しによる再編	666	667	661	661	661	658
面積(千ha)	968	968		977	978	978	978	981	1,014

注：各年度末時点



狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域（令和5年3月設定）



やんばる森林生態系保護地域（平成29年12月設定）

本地域を含め、令和3年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録

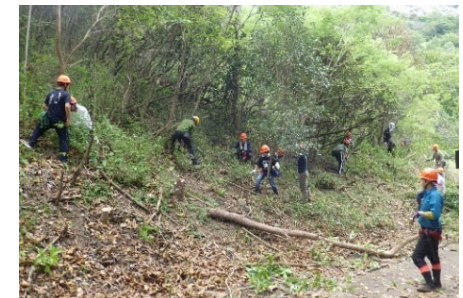
## ■モニタリング調査等を通じた保護・管理



希少な野生生物の保護（シマフクロウのヒナ・北海道森林管理局管内）



保護林内での希少野生生物の生息確認（ツキノワグマ・四国森林管理局管内）



ボランティア等と連携した外来植物の駆除（小笠原諸島）

## 情勢変化等

○生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）（抜粋）

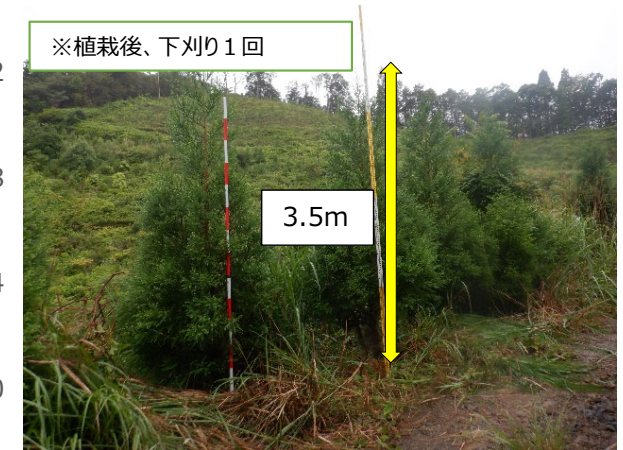
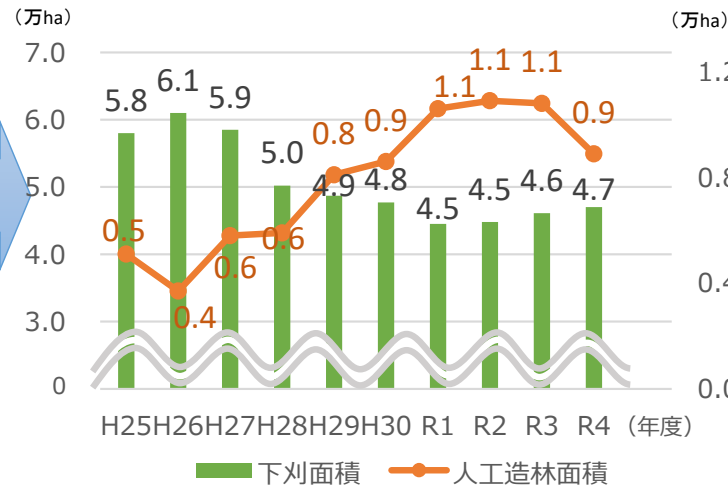
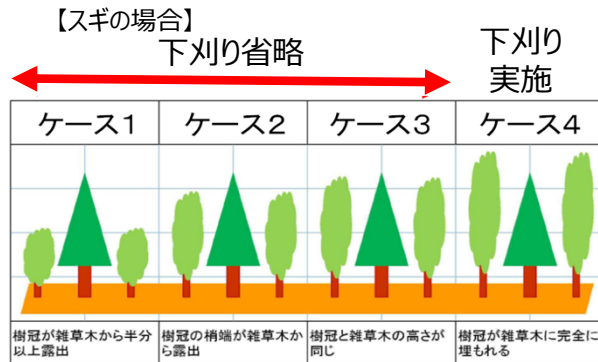
我が国を含む G7 各国は、生物多様性の観点から、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する 30by30 目標に取り組むことを約束している。（中略）30by30 目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECM の設定・管理を進めることが不可欠である。

※OECM：保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域

○ 国有林野のフィールドを活用して、低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を実施するとともに、現地検討会等を通じた民有林への普及を推進。

■ 下刈りの省力化

植栽木と雑草木の競合状態の判定による下刈り省略の推進



成長のよい特定苗木の活用による下刈回数削減

■ 効率的な森林管理手法の開発・実証等



地上レーザスキャナを活用した森林資源量調査



ドローンを活用したシカ防護柵の点検

■ 現地検討会による普及

実施回数(回)	241
延べ参加人数(名)	7,458
うち民有林関係者(名)	3,393

- 注1 令和4年度の実績。  
 2 各年度に、森林管理局・署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。  
 3 民有林関係者とは、地方公共団体や林業事業者の職員等。

情勢変化等

○ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
 従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。

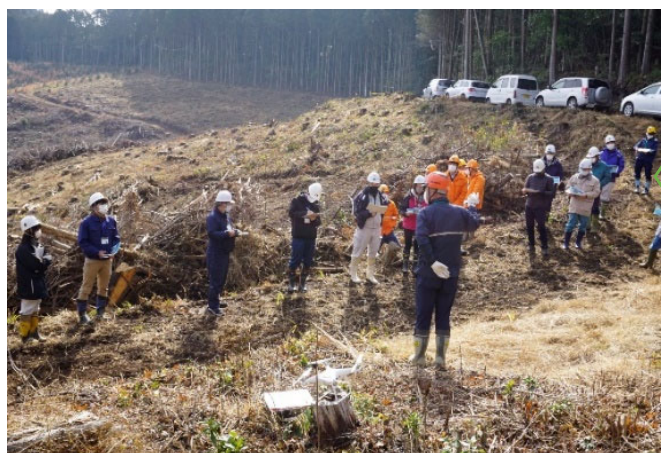
○森林経営管理制度の創設等を踏まえ、市町村の森林・林業行政等に対する技術支援を推進。

## ■市町村職員に対する技術支援



森林管理局の職員が講師として「森林の見方」等の講義を実施

## ■地域林政アドバイザーの養成



地域林政アドバイザー候補者等を対象として、造林作業の低コスト化等について研修を実施

## ■ニーズに応じた市町村支援のための事例集の配布

森林・林業の課題の解決を応援します  
～市町村への支援ツール～

令和元年6月  
(令和5年4月改定)  
四国森林管理局

市町村の担当者等がニーズに応じた支援要請を行いやすくするため、森林管理局・署が実施できる技術支援の事例集を管内の市町村に配布

- 事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、安定的な事業発注や総合評価落札方式等の効果的な運用を通じた林業事業体の育成を推進。
- 令和2年度からは、一定期間、安定的な事業量の確保を可能とする樹木採取権制度を開始。

## ■ 国有林における林業事業体の育成の取組

### 安定的な事業発注

- ・年間の事業発注見通しを早期に公表し、安定的・計画的に事業発注を行うことで、林業事業体の育成に寄与

### 総合評価落札方式による発注

- ・若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点し、林業事業体の取組を後押し

### 複数年契約による発注の推進（令和3年度から経常事業化）

- ・大面積間伐等を対象とした複数年契約による発注を通じ、事業者の安定的な事業量確保に寄与

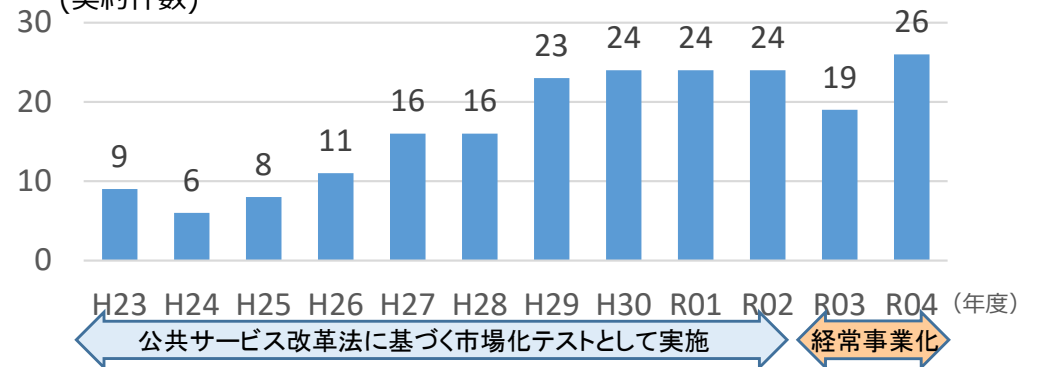
### 樹木採取権※の設定（令和2年度から施行）

- ・長期に事業量が見通せることで、雇用や林業機械の導入を後押し

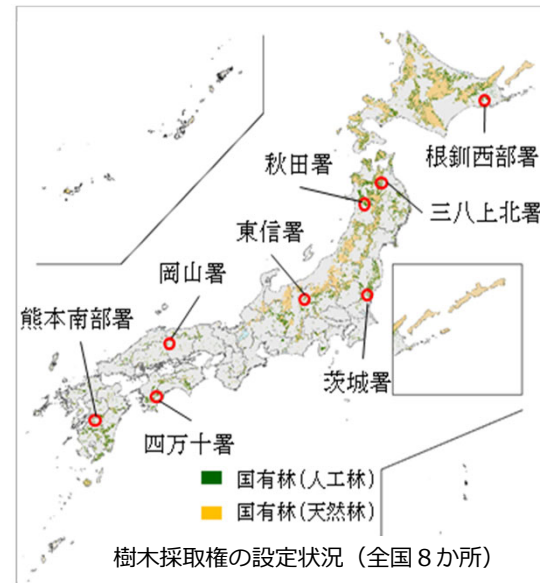
※一定の区域（樹木採取区）の立木を、一定期間、安定的に伐採できる権利

## ■ 複数年契約

（契約件数）



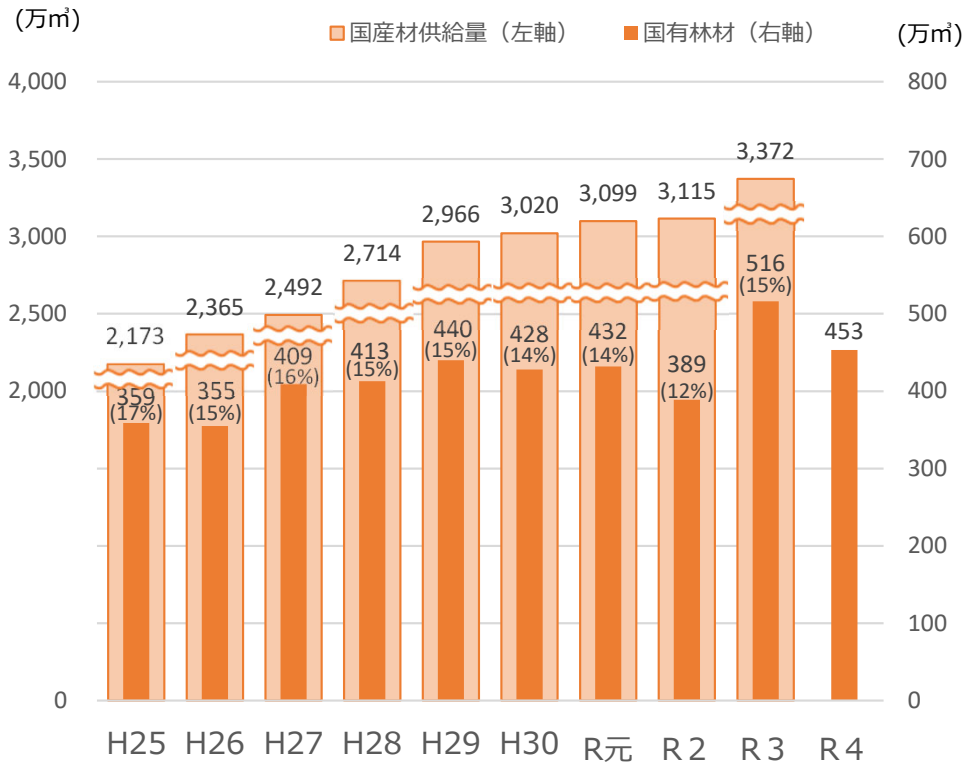
## ■ 樹木採取権制度の運用



樹木の採取（伐採）の様子  
新見樹木採取区（近畿中国森林管理局 岡山森林管理署）

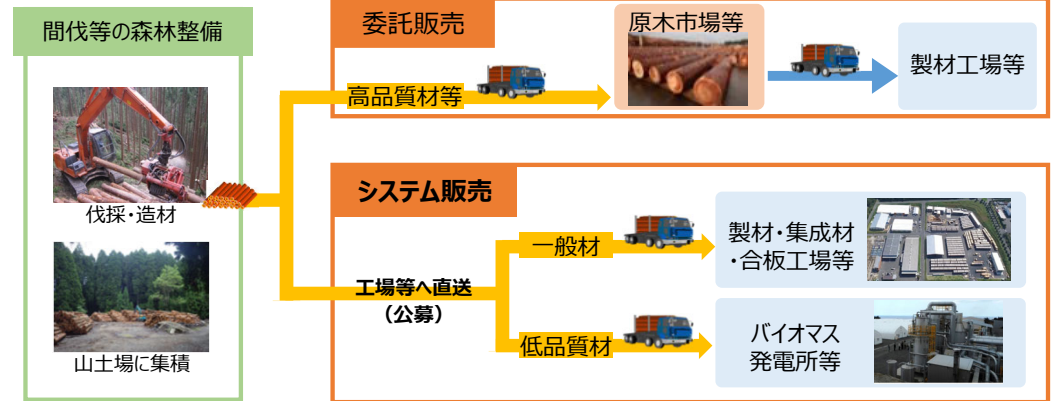
- 適切な施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努めるとともに、製材工場等の需要者と協定を締結して山元から直送する「システム販売」等を通じて、地域における木材の安定供給体制の構築に貢献。
- 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による木材需要の急変時には、国有林材供給調整検討委員会の意見等も踏まえ、全国の森林管理局において供給時期の調整等を実施。

■ 国有林材供給量（丸太換算）の推移

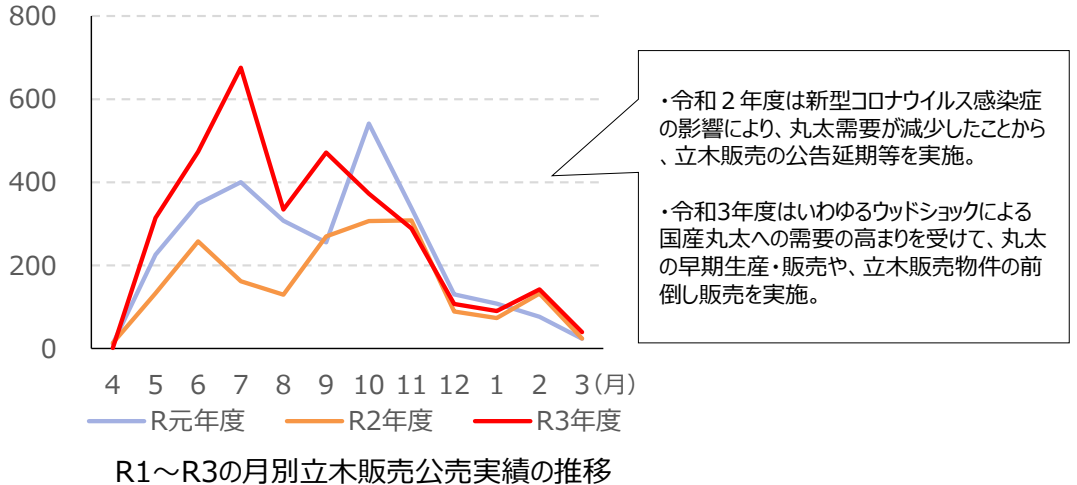


※国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、暦年の合計である。  
 ※国有林材は、立木販売量を丸太換算した推計量と素材（丸太）販売量の年度の合計である。

■ 素材販売の流れ



■ 国有林材の供給調整 (千m³)



情勢変化等

○令和5年度 森林及び林業施策(令和5年5月30日閣議決定)(抜粋)  
 世界的な木材需給の変動やロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている。

- 「システム販売」の実績を活かし、私有林と国有林が協調して製材工場等へ木材を直送する「私有林と連携したシステム販売」を推進。
- 令和5年度からは、私有林における適切な立木取引に資するため、国有林の立木販売結果の公表を開始。

### ■ 私有林と連携したシステム販売の実施状況

年度	協定者数 (者)	木材供給量 (千m <sup>3</sup> )	うち国有林材	
			うち国有林材	うち私有林材
H25	8	36	26	10
H26	16	49	39	10
H27	13	53	40	13
H28	13	61	44	16
H29	21	87	70	17
H30	32	126	103	23
R1	31	184	162	22
R2	33	226	209	16
R3	36	271	248	23
R4	22	147	133	14



協調出荷に当たって、私有林と国有林が共同して活用している土場（北海道積丹郡積丹町）

### ■ 立木販売結果の公表（令和5年度～）

国有林野事業における立木販売結果を全局統一的に公表。立木の販売価格と、物件情報（樹材種、胸高直径、本数、材積、品質、位置情報等）を一体的にホームページに掲載。

## 公表イメージ

**〇〇森林管理局**

林野庁について    お知らせ    政策について

ホーム > 「国民の森林」国有林 > 木材の供給 > 立木販売結果の公表

### 立木販売結果の公表

5月

署等	入札結果	物件情報
〇〇署	<a href="#">入札結果.pdf</a>	<a href="#">物件情報.pdf</a>
△△署	<a href="#">入札結果.pdf</a>	<a href="#">物件情報.pdf</a>
□□署	<a href="#">入札結果.pdf</a>	<a href="#">物件情報.pdf</a>

**樹種など**

スギ				ヒノキ				
区分	径級	樹高	材積	区分	径級	樹高	材積	
一般用材	48	24	1	1.84	18	18	1	0.23
	48	27	1	2.07	26	22	1	0.58
	50	25	4	8.28	26	23	1	0.61
	50	28	3	6.45	26	24	1	0.64
	50	27	2	4.46	28	22	1	0.66
	52	25	2	4.44	30	20	1	0.67
	54	27	3	7.68	30	21	1	0.75
	54	28	1	2.95	32	18	1	0.72
	56	25	1	2.53	32	20	1	0.77
	56	27	1	2.73	32	22	1	0.88
	58	27	2	5.82	32	23	1	0.93
	58	28	1	3.02	32	24	2	1.98
	60	27	3	9.27	34	20	3	2.55
	60	28	1	3.21	34	23	2	2.06
	62	26	1	3.16	34	24	2	2.19
	62	27	1	3.28	36	20	1	0.94
	64	27	1	3.47	36	22	1	1.07
	68	27	1	3.87	38	24	4	4.80
	72	29	1	4.60	38	22	1	1.17
					38	24	2	2.62

**位置情報**

私有林における立木取引において、類似の林分の販売結果を参考にして取引を行うことが可能に。

31

# 4③「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等（国有林野の貸付け等）

○地域産業の振興や住民福祉の向上等に寄与するため、地方公共団体等に対して国有林野の貸付け等を適切に実施。

## ■ 国有林野の用途別貸付け等の状況（単位：ha）

区分	平成25年度	令和元年度	令和4年度
農耕・採草放牧地	10,867	10,204	9,983
道路敷	14,574	14,354	14,584
電気・通信事業用地	16,851	17,020	17,650
ダム・堰堤敷	3,094	3,405	3,423
森林空間総合利用事業用地	8,540	9,058	8,979
その他	20,831	17,523	17,355
合計 〔国有林野面積(758万ha)に占める割合〕	74,758 (1.0%)	71,564 (0.9%)	71,974 (0.9%)

## ○再生可能エネルギーに係る貸付け等の状況

発電種	全施設		（うち発電施設敷）			（うちその他施設敷）	
	契約件数	面積	契約件数	面積	施設当たり面積	契約件数	面積
太陽光	24件	100 ha	4件*	33 ha	8.3 ha/件	20件	67 ha
風力	261件	608 ha	42件 (風車:346基)	191 ha	4.6 ha/件 (0.6 ha/基)	219件	416 ha
小水力	99件	59 ha	57件	35 ha	0.6 ha/件	42件	24 ha
地熱	121件	131 ha	21件	50 ha	2.4 ha/件	100件	81 ha
合計	505件	898 ha	124件	310 ha	2.5 ha/件	381件	588 ha

\* 太陽光の発電施設敷4件については、新たな森林の伐採を伴わない土地（スキー場跡地、ゴルフ場跡地、苗畑跡地、ダム建設資材置き場跡地）を貸付け等しているもの。

注:1 令和4年度末現在の数値である。

2 その他施設敷には、送電施設、管理用道路、観測施設等の附帯施設がある。

3 風車敷地には、立木の伐採や土地の形質変更を行う区域のほか上空占有区域も含む。

4 一契約中に「発電施設敷」と「その他施設敷」双方が含まれる場合、件数は「うち発電施設敷」に計上し、面積は「うち発電施設敷」と「うちその他施設敷」それぞれに該当面積を計上。



地熱発電事業のための国有林野の貸付け



国有林野を利用した小水力発電所

### 情勢変化等

○森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）

再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。



# 4③「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等 (国有林野のレクリエーション利用)

- 「レクリエーションの森」について、利用動向等を踏まえ見直しを行う一方で、観光資源としてのポテンシャルの高いものを「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、環境整備等を重点的に推進。
- 令和3年度から、国立公園と国有林が重なる地域を中心に環境省との連携を強化し、保護と利用の両立を図りながら、利便性や安全性を更に高める取組を開始。

## ■レクリエーションの森の現況

年度	箇所数	面積(千ha)
H25	1,080	387
H26	1,075	385
H27	1,055	383
H28	983	371
H29	881	336
H30	727	292
R1	620	273
R2	593	267
R3	587	264
R4	576	243

レクリエーションの森の効率的な管理経営と質的向上のため、平成17年度から設定箇所の見直しを実施。

平成29年度に、うち93箇所を「日本美しい森 お薦め国有林」として指定

## ■環境省との連携

○両省庁職員の共同研修



国立公園内のレクリエーションの森にて管理状況等の共有

## ■「日本美しい森 お薦め国有林」の重点的な環境整備等



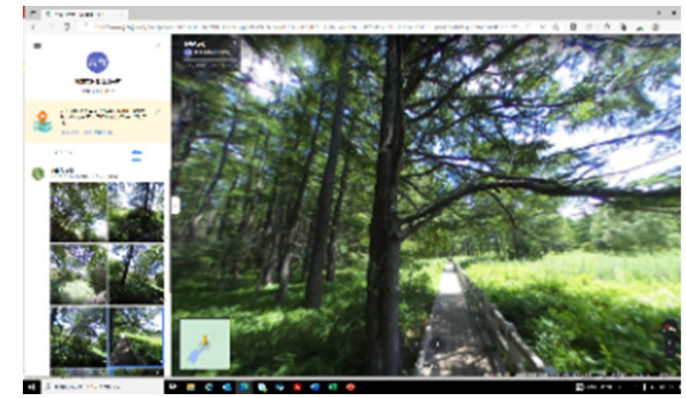
スマートフォンで翻訳された情報を取得可能  
Uni-voiceコード

日本語・英語・中国語・韓国語による多言語案内標識整備



パンフレット等での情報発信  
ガイドブック「いちおしの森&キャンプBOOK」  
(著作権表記：©あろ・芳文社/野外活動委員会)

○両省庁が連携した情報発信

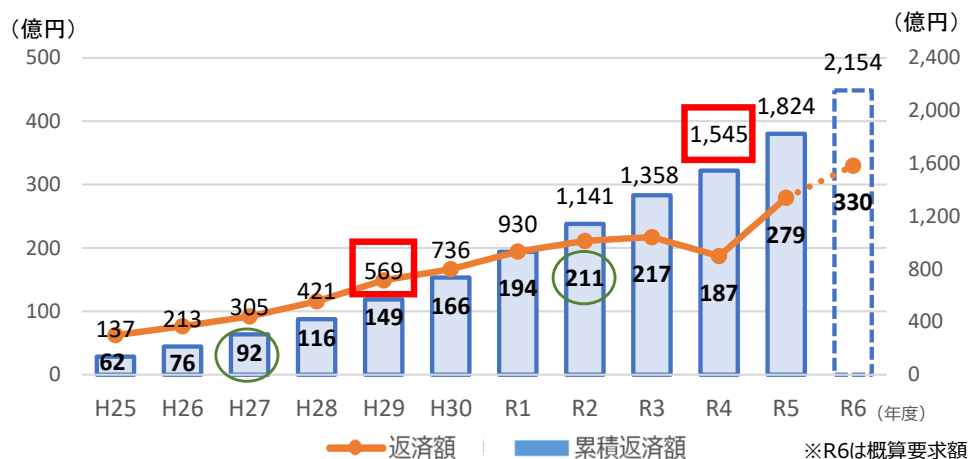


森林管理署と地方環境事務所が把握している魅力的な場所をストリートビューで公開



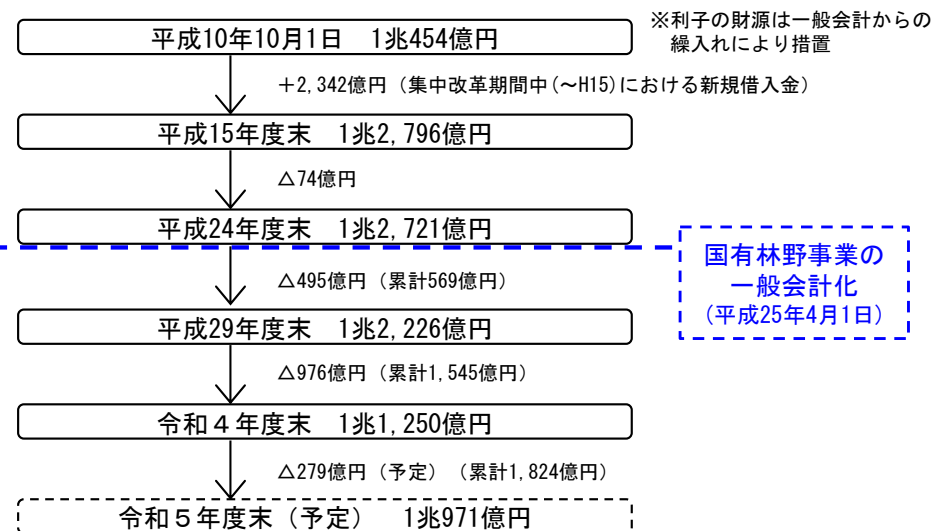
○国有林材の供給量の増加等に伴い、毎年度の債務返済額も増加傾向で推移。平成24年3月の林政審議会で説明・公表した返済試算に概ね沿ったものとなっているところ。

■ 国有林野事業の債務返済実績



注：1 累積返済額には、平成24年度までの返済額74億円を含む。  
2 金額は四捨五入した数値である。

■ 国有林野事業の債務の推移



※利子の財源は一般会計からの繰入れにより措置

国有林野事業の一般会計化 (平成25年4月1日)

(参考) 一般会計化 (平成25年) 後の国有林の債務の返済試算 (平成24年3月29日林政審議会で説明・公表)

区分	平成25~29年度 (平均)	30~34 (平均) ※平成30~令和4	35~39 (平均) ※令和5~令和9	40~44 (平均) ※令和10~令和14	45~49 (平均) ※令和15~令和19	50~54 (平均) ※令和20~令和24	55~59 (平均) ※令和25~令和29	60~64 (平均) ※令和30~令和34
債務返済額	90	200	370	420	450	460	460	470
債務返済額累計	29年度	34年度 ※令和4年度	39年度 ※令和9年度	44年度 ※令和14年度	49年度 ※令和19年度	54年度 ※令和24年度	59年度 ※令和29年度	60年度 ※令和30年度
	490	1,500	3,370	5,460	7,710	10,010	12,330	12,800

(※)平成60~64年度(令和30~34年度)のうち、債務返済を行うのは平成60年度(令和30年度)のみ。(平成60年度(令和30年度)で返済終了の見込み)

## 4③「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等 (東日本大震災からの復旧・復興)

- 被災した海岸防災林の復旧・再生については、樹木の生育基盤造成・植栽が完了し、企業・NPO等の民間団体の協力も得ながら、植栽後の下刈り等の保育事業を実施。
- 福島県相双地域の避難指示解除区域における林業再生に向け、森林整備、木材生産、林道の維持修繕・改良を本格的に再開。

### ■ 海岸防災林の復旧・再生



ボランティアによる植樹



植栽後7年が経過した海岸防災林



海岸防災林の枝打ち・つる切作業

### ■ 福島県相双地域における林業再生



避難指示解除区域における保育間伐



里山再生事業による除伐及び丸太筋工

### ■ 福島県相双地域における令和4年度までの 国有林での取組実績

生活圏内の国有林野の除染	累計29ha
汚染土壌の仮置場用地の無償貸付等	累計316ha
国有林野内放射線モニタリング	1,431箇所(R4時点)
森林整備の再開	累計807ha
里山再生事業 (令和元年以前は里山再生モデル事業)	累計4地区

### 情勢変化等

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)(抜粋)  
森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。

# 4 ③ 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等 (相続土地国庫帰属制度)

- 令和5年4月から法務省所管の相続土地国庫帰属制度がスタート。
- 申請があった土地のうち森林について、法務局による要件審査（実地調査）に森林管理局が協力するとともに、帰属後は国有林（行政財産ではなく普通財産）として管理。

情勢変化等

## 相続土地国庫帰属制度（概要）

### 背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

R5.4.27  
施行

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和4年政令第316号）

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放し、国庫に帰属させることができる制度を創設。  
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施（帰属法2Ⅲ、5Ⅰ）。

**(1) 土地の要件** 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可

例) 建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地 など

**(2) 負担金等** 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要

※その他申請時に、審査手数料（土地一筆につき1万4000円）の納付も必要（帰属政令3）

- 国庫に帰属した土地は、**普通財産として、国が管理・処分**
  - ・ 主に農用地として利用されている土地、主に森林として利用されている土地 → **農林水産大臣**が管理・処分（帰属法12Ⅰ）
  - ・ それ以外の土地 → **財務大臣**が管理・処分（国有財産法6）

森林の場合  
3,000m<sup>2</sup>:約30万円  
10,000m<sup>2</sup>:約37万円  
※面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1m<sup>2</sup>あたりの負担金は低くなる。

### 手続イメージ

#### 1 承認申請

##### 【申請権者】

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者  
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

#### 2 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- ・ 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

#### 3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

#### 4 国庫帰属

※法務省ホームページ掲載資料を一部加工